

2011年6月9日  
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する  
ことに係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2011年5月27日付けで諮問（第475号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

横浜家庭裁判所より、家事審判規則第8条及び第9条（「第八条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に囑託し、又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。第九条 家庭裁判所又は調停委員会がする囑託の手続は、裁判所書記官がする。」）の規定に基づき、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報を提供して欲しい旨の照会がなされた。家事審判規則第8条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、横浜家庭裁判所に生活保護受給者情報を目的外に提供す

ることについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

親権者母の福祉事務所への相談係属の状況

(係属の端緒・・・生活保護の開始理由)

(時期・・・生活保護の開始時期)

(病状の経過・・・入退院の時期、病院名)

親権者母に対する措置の状況

(措置の有無・・・精神保健福祉法による措置の有無)

(時期及び入所先・・・生活保護受給上、現在入所している施設名と入所時期)

イ 目的外に提供する相手方

横浜家庭裁判所

ウ 目的外提供の根拠規定

家事審判規則第8条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、家事審判規則第8条に基づくものである。

家事審判規則第8条は「家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他の適当であると認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した横浜家庭裁判所によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について横浜家庭裁判所に問い合わせたところ、「当家庭裁判所において親権者を定めるに当たり、保護の有無はもとより、保護受給者の扶養能力及び生活実態について把握する必要がある。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結

果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため、本人通知を行うこととする。

(4) 提出資料

ア 嘱託書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した横浜家庭裁判所によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「当家庭裁判所において親権者を定めるに当たり、保護の有無はもとより、保護受給者の扶養能力及び生活実態について把握する必要がある。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報で、本件の審理に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上